

## 平成31年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について

平成30年8月30日に上三川町地域公共交通網形成計画が策定されたことに伴い、平成30年9月28日付け関交企第49号で計画認定された平成31年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の一部を変更申請するものです。

### ○変更箇所

#### 【15. 協議会の開催状況と主な議論】欄

本年度申請時（平成30年6月22日）以降に開催された地域公共交通活性化協議会の開催状況や主な議論の追加をし、上三川町地域公共交通網形成計画策定までの経過が分かるように変更します。

#### 【16. 利用者等の意見の反映状況】欄

上三川町地域公共交通網形成計画策定のために平成30年7月18日から平成30年8月17日で実施したパブリックコメントの結果を記載します。

#### 【表5：国庫補助上限額の算定】欄

別紙参考資料のとおり、地域公共交通網形成計画が策定されたことにより、補助金算定式が変更になるため下記のとおり変更します。

（変更前）

$$31,046 \text{人} \times 120\text{円} \times 0.7 + 200\text{万円} = 4,607,864\text{円}$$

補助上限額 ≈ 4,607千円

（変更後）

$$31,046 \text{人} \times 150\text{円} + 200\text{万円} = 6,656,900\text{円}$$

補助上限額 ≈ 6,656千円

※2,049千円の増額申請となります。

陸上交通様式第3（日本工業規格A列4番）

上企第 号  
平成30年 月 日

国土交通大臣 殿

上三川町地域公共交通活性化協議会  
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

会長 隅内 久雄

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成30年9月28日付け国総支第30号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

平成30年10月19日

○ 変更箇所

表5（地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金上限額の算定） 等

○ 変更理由

上三川町地域公共交通網形成計画策定により、補助金算出に係る数値を修正したため、補助申請額が変更となった。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）

平成30年10月 日

（名称）上三川町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
上三川町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
1) 目的
① 高齢社会に対応すべく、「高齢者等が必要とする」、「高齢者等が利用しやすい」地域公共交通の整備を図る。
② 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
③ 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。
2) 必要性
マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている高齢者等が存在する。今後、高齢化社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、町の第7次総合計画において、施策項目の1つに「道路・交通網の整備」を掲げ、公共交通の充実や利用しやすい環境づくりを目指している。
このような中、本町における公共交通のあり方について記載した上三川町地域公共交通整備計画に基づき、平成25年3月1日から行った実証運行の結果、平成28年4月から本格運行を開始したデマンド交通については、上記の目的に合った重要な公共交通として十分に役割を果たしており、今後も継続して運行を行う必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
① 高齢者等の通院のための移動手段を確保する。
② 高齢者等の買い物のための移動手段を確保する。
③ 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域を解消する。
④ 町内はもとより、隣接する市の病院や商業施設等への移動手段を確保する。
⑤ 一日あたり75人分の移動手段を確保する。（直近年度実績55.9人）
(2) 事業の効果
① 町民が広く「デマンド交通」を利用することによる公共交通の利用者数の増加と運賃収入の増加。
② 自動車を利用出来ない高齢者等が必要とする公共交通サービスの継続的な提供。
③ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進、並びに「引きこもり」の減少や身体的、精神的な健康の維持・増進。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町広報誌でのデマンド交通の周知（上三川町）
- ・おためし利用券配布による利用者の増加及び利用者層の拡大（上三川町）
- ・鉄道や路線バスを含めた公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成及び配布・HP公表（上三川町・事業者）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関東交通株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず

### 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成26年6月11日 平成26年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成27年4月27日 平成27年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成28年1月27日 平成27年度第2回地域公共交通会議開催。

本格運行及び利用料金の改定について承認。

平成 28 年 6 月 2 日	平成 28 年度第 1 回地域公共交通会議開催。 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。
平成 29 年 1 月 4 日	平成 28 年度第 2 回地域公共交通会議開催。 デマンド交通町外運行場所の変更について。
平成 29 年 6 月 13 日	平成 29 年度第 1 回地域公共交通会議開催。 平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。
平成 30 年 1 月 26 日	平成 29 年度第 2 回地域公共交通会議開催。 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業の一次評価について
平成 30 年 4 月 27 日	平成 30 年度第 1 回地域公共交通活性化協議会開催。 上三川町地域公共交通網形成計画骨子案について協議。
平成 30 年 6 月 22 日	平成 30 年度第 2 回地域公共交通活性化協議会開催。 上三川町地域公共交通網形成計画素案について協議。
平成 30 年 8 月 30 日	平成 30 年度第 3 回地域公共交通活性化協議会開催。 上三川町地域公共交通網形成計画について了承。
	平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更を承認。
平成 30 年 10 月 日	平成 30 年度第 4 回地域公共交通活性化協議会開催。 平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更を承認。

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

上三川町地域公共交通整備計画策定にあたり、アンケート調査及びパブリックコメント、また、デマンド交通運行開始後にアンケート調査を実施。

上三川町地域公共交通網形成計画策定に向けて、アンケート調査を実施。平成 30 年 7 月 18 日から 8 月 17 日でパブリックコメントを実施した。

意見集約の方法	期間	備考
アンケート調査	H23. 4～H23. 5	回収率 70.3% (1,406 件／2,000 件)
パブリックコメント	H23. 12. 19～H24. 1. 17	1 件
アンケート調査	H25. 9	回収率 69.5% (695 件／1,000 件)

アンケート調査	H26. 9	回収率 74. 6% (373 件／500 件)
アンケート調査	H27. 8	回収率 54. 0% (324 件／600 件)
アンケート調査	H28. 12～H29. 1	回収率 51. 7% (310 件／600 件)
アンケート調査	H30. 1～H30. 2	回収率 45. 0% (675 件／1, 500 件)
パブリックコメント	H30. 7. 18～H30. 8. 17	0 件

#### 19. 協議会メンバーの構成

##### 上三川町地域公共交通活性化協議会 メンバー

構成員	構成員名称
町長又はその指名する者	副町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	関東自動車（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者	関東交通（株）
栃木運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局栃木運輸支局
住民又は利用者の代表者	上三川町自治会長連絡協議会代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	栃木県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者又はその指名する者	宇都宮土木事務所 上三川町都市建設課
下野警察署長又はその指名する者	下野警察署
その他町長が必要と認める者	栃木県県土整備部交通政策課 上三川町社会福祉協議会 上三川町商工会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1-1

(所 属) 企画課 政策調整係

(氏 名) 薄井 大樹

(電 話) 0285-56-9118

(e-mail) [kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp](mailto:kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)
上三川町	関東交通株式会社	(1) 上三川町デマンド交通		町内及び 町外9箇所		往 km 復 km	244日	6,588回		区域運行	□-①	上三川町役場停留所などで地域間幹線系統「上三川車庫線」と、本郷台停留所などで地域間幹線系統「本郷台西汗線」と、石橋駅で鉄道東北本線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上三川町
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	31,046
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
31,046	$31,046 \times 150\text{円} + 200\text{万円} = 6,656,900$	6,656千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)